

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (第1条5B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サントメ・プリンシペ	食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	240,000千円 H26.3.31まで	H25.12.19 サントメ で (同日)	日本側 小林正雄在サントメ・プリンシペ大使 サントメ・プリンシペ側 ナタリア・ペドロ・ダ・コスタ・ウンベリナ・ネ ト外務・協力・共同体大 臣	H26.121 21号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。